

児童福祉法施行規則第五条の二十二第二項第七号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準（仮称）
に関する意見募集の結果について

令和 5 年 11 月 14 日
こども家庭庁
支援局虐待防止対策課

児童福祉法施行規則第五条の二十二第二項第七号の規定に基づきこども家庭庁長官が定める基準（仮称）について、令和 5 年 7 月 25 日（火）から同年 8 月 23 日（水）まで御意見を募集したところ、計 2 件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後ともこども家庭行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する考え方
1	虐待に遭遇しやすいのは、乳児及び医ケア児も含めた障害児、そして乳児期から「育てにくさ」が目立ちその後発達障害と診断される子どもたちではないか。 科目表に「障害のある子どもの理解」等障害関連科目を追加すべきと考える。また、外国にルーツをもつ子どもの支援に関する科目も追加すべきではないか。	障害や外国にルーツをもつといった背景のあるこどもや家庭の理解及び支援については、こども家庭ソーシャルワーカー資格の研修課程中「こども家庭福祉Ⅰ」「こども家庭福祉Ⅱ」「こども家庭福祉Ⅲ」「こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎」「こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ」にて、想定される研修内容の例示として、例えば「外国にルーツを持つこどもや家庭の状況」の理解や「障害（小児慢性疾患、身体障害、知的障害、発達障害等）や小児慢性特定疾患の概要と法制

		度」「疾病と障害及びその支援（予防・治療・予後・リハビリテーション等）」「障害児や障害児の家族の支援」等を具体的に記載しています。
--	--	---

※上記のほか、1件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。